

暮らしそポートいろいろ

福祉サービス

市民一人ひとりが、喜びや生きがいを持つて暮らしていくよう、市ではさまざまな福祉サービスを行っています。気軽に相談してください。



身体・知的障害者(児)、精神障害者のために

【在宅で受けるサービス】

- 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします（利用負担あり）。
- 訪問入浴サービス
重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します（利用負担あり）。
- 移動支援事業
用事や余暇活動などで外出の際に、移動の手伝いをします（利用負担あり）。

【施設で受けるサービス】

- 児童デイサービス
日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います（利用負担あり）。
- 短期入所
家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなつたとき、短期施設で世話をします（利用

交付します。
補装具（車イス、義足など）を購入または修理する場合に、費用の一部を助成します。購入・修理前の申請が必要となります（利用負担・所得制限あり）。

● 生活保障
常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に、月額26,400円を支給します（所得制限あり）。

【給付】

● 特別障害者手当
常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に、月額26,400円を支給します（所得制限あり）。

● 特別児童扶養手当
在宅の障害児を養育している人に、月額50,750円（1級）または33,800円（2級）を支給します（所得制限あり）。

【家族介護用品給付】

● 在宅の重度障害者（児）を介護する人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

● 障害児福祉手当
常に介護を要する在宅の重度障害児に、月額14,380円を支給します（所得制限あり）。

● 紙おむつ購入券
2歳未満の乳幼児一人当たり月額3,000円分の紙おむつ購入券を、養育している人に支給します。

【助成制度】

● 痛病療養者医療費助成
特定疾患療養者には、医療費の自己負担額を助成します（所得制限あり）。

● 難病療養者医療費助成
心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成します（所得制限あり）。

● 犯罪被害者手当
対象者に月額8,650円を支給します（所得制限あり）。特別障害者手当や経過的福祉手当を受給している場合は除く。

● 心身障害児養育手当
知的障害児、身体障害児の養育者に年額10,000円を支給します。

● 児童扶養手当
父母の離婚などの理由によりたり月額13,000円を、養育している人に支給します。

【子ども手当】

中学校修了までの児童一人当たり月額13,000円を、養育している人に支給します。

【問い合わせ先】

社会福祉課障害福祉班
子育て支援課子育て支援班

☎ 62-5351

☎ 62-8012

● 福祉タクシー利用券の交付
対象者にタクシーの利用券を

● 心身障害者扶養年金制度
心身障害者を扶養している人

で、千葉県心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一のことがあつた場合、残された心身障害者に、終身一定の年金を給付します。

● 第2子以降加算あり
● ひとり親家庭等医療費助成
● 医療費の自己負担額の一部と薬の負担額の一部を助成します（所得制限あり）。

● 家庭児童相談室
家庭における児童育成について、家庭相談員がさまざまな相談を受けています（子育て支援課内）。

● DV（家庭内暴力）相談
配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる人の、相談、支援を行います。

ドメスティックバイオレンス(DV) 被害者の支援

● DV（家庭内暴力）相談
配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる人の、相談、支援を行います。

DV被害者緊急避難支援

● 配偶者などから暴力を受けた人で、所持金などなく、県の女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。支給額は、一人1日当たり3,000円で、3日を限度とします。

● 配偶者などから暴力を受けた女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。支給額は、一人1日当たり3,000円で、3日を限度とします。

● 子ども手当
中学校修了までの児童一人当たり月額13,000円を、養育している人に支給します。

● 問い合わせ先
社会福祉課障害福祉班
子育て支援課子育て支援班

☎ 62-5351

☎ 62-8012

● 家庭児童相談室
月額41,720円から9,800円を支給します（所得制限